(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和6 年 6 月 3 日 長野県知事 様 提出者 住 所 長野県伊那市日影329番地1 氏 名 池田建設株式会社 代表取締役 池田 幸寛 電話番号 0265-72-3422 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。 事業場の名称 池田建設株式会社 長野県伊那市日影329番地1 事業場の所在地 期 計 画 間 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 総合建設業 ①事業の種類 ②事業の規模 元請完成工事高 ¥ 1, 103, 077, 000. -③従 業 員 数 26名 再生利用材 排出物 自社運搬 中間処理 再生利用 埋立 ④産業廃棄物の一連 の処理の工程 再生利用材 **▶** 収集運搬業者委託 再生利用 中間処理 埋立

(日本工業規格 A列4番)

産業	英廃棄物の処理に係る 管	管理体制に関する事項										
	(管理体制図)											
	建築部長((廃棄物担当役員)										
	相提代理	総務部 人(現場産業廃棄物管理者)	(マニフェスト管理)									
	55%10年2	八、坑物庄未洗未物自生日)										
	総務部(マ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
産業	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
		【前年度 (R5年度) 実績】 別紙のとお	ŋ									
		産業廃棄物の種類										
		排 出 量 t	t									
	①現状	(これまでに実施した取組)										
		・分別解体、分別処理の徹底										
		【目標】 別紙のとおり										
		産業廃棄物の種類										
		排 出 量 t	t									
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・EAに取組み、計画的な減量と適正処理を行う。										
産業	 廃棄物の分別に関する	 る事項										
		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関す	る取組)									
	①現状	がれき類、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶器くず、木くず、紙くず、繊維くず、畳										
		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別	に関する取組)									
	②計画	がれき類、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶器くず、木くず、紙くず、繊維くず、畳										

自ら	っ行う産業廃棄物の再生	生利用に関する事項										
		【前年度(年度)実績】										
		産業廃棄物の種類										
	TTH LL	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 t	t									
	①現状	(これまでに実施した取組)										
		【目標】										
		産業廃棄物の種類										
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 t	t									
	②計画	(今後実施する予定の取組)	<u> </u>									
自ら	っ行う産業廃棄物の中間	間処理に関する事項										
		【前年度(年度)実績】										
		産業廃棄物の種類										
		自ら熱回収を行った産	t									
		自ら中間処理により減量した										
		産業廃棄物の量 t (これまでに実施した取組)	t									
		産業廃棄物の種類										
		自ら熱回収を行う										
		産業廃棄物の量 t 自ら中間処理により減量する	t									
	②計画	産業廃棄物の量 t	t									
		(今後実施する予定の取組)										

自ら	っ行う産業廃棄物の埋団	立処分又は海洋投入処分に関する事項
		【前年度(年度)実績】
		産業廃棄物の種類
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った
	①現状	産業廃棄物の量 t t
		(これまでに実施した取組)
		<u> </u>
		産業廃棄物の種類
		自ら埋立処分又は
		海洋投入処分を行う
	②計画	産業廃棄物の量 t t (今後実施する予定の取組)
<u></u>	(成変数の知理の系式)	2日より東西
産業	美廃棄物の処理の委託! 	
		【前年度(R2年度)実績】別紙のとおり
		産業廃棄物の種類
		全処理委託量 t
		優良認定処理業者への
		再生利用業者への
		処理委託量 t 認定熱回収業者への
	①現 状	処理委託量 t t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への
		処理委託量 t t
		(これまでに実施した取組)

(第5面)

	【目標】 別紙のとおり									
	産業廃棄物の種類									
	全処理委託量	t	t							
	優良認定処理業者への									
	型理委託量 再生利用業者への	t	t							
	処理委託量	t	t							
	認定熱回収業者への									
②計画	処理委託量 認定熱回収業者以外の	t	t							
	熱回収を行う業者への									
	処理委託量	t	t							
	(今後実施する予定の取組)									
	人見ノ光、ぶんと掘って出口中央状態、人見切つチャントフ									
	・金属くず、がれき類の再生利用事業者へ全量処理委託する。 ・優良認定処理業者を可能な限り選定する。									
	21. the 22. The 10.12	Extraction of the GIM / Wife / Of								
※事務処理欄										
公尹伤处理惻										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

実績:前年度産業廃棄物排出量 △和 5. 年度産業廃棄物加畑計画書(産業廃棄物の実績及び計画の書) 畄台 ⋅+ 計画・当年度産業廃棄物排出量の日煙値

	<u> </u>	5	年度産業	<u> 養棄物</u>	処理計画	書(産業		の実績及	<u>び計画の</u>	<u>量)</u>				単位∶t				F度産業廃	棄物排出量	量の目標値	
		総排出量		自ら再生利用を 行った(行う)量		自ら行う中間処理						処理の委託									
						自ら熱回収を 行った(行う)量		自ら中間処理により減 量した(する)量		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った(行う)量		全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者 への処理委託量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
		自ら直接再生利用した 量等を含めた事業場に おける産業廃棄物の合 計量		自ら直接再生利用する 量と自ら中間処理を 行った後に再生利用す る量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた 量		入処分する量と自ら中		直接委託した量と自ら 中間処理した残さ量の うち処理業者に委託し		優良認定処理業者(廃 棄物の処理及び清掃に 関する法律施行令第6 条の11第2号に該当す る者)		中間処理後、有効利用 されている場合の委託 量(委託先から別の業 者に売却等される場合 を含む。)		認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15条 の3の3第1項の認定 を受けた者)		認定熱回収施設設置者 以外の熱回収を行って いる処理業者への焼却 処理委託量	
		<u>(1)</u>		2+8		5		7		3+9		10		(1)		12		13		(14)
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
	1 燃え殻																				
	2 汚泥	0. 12	0.00									0. 12	0.00			0. 12	0.00				
法	3 廃油	0. 27	0.00									0. 27	0.00			0. 27	0.00				
往	4 廃酸																				
1+	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	18.86	18.00									18. 86	18.00			18.86	18.00				
	1 紙くず	0. 10	0.00									0.10	0.00			0. 10	0.00				
	2 木くず	101. 11	100.00									101. 11	100.00			101.11	100.00				
	3 繊維くず	0.72	0.50									0.72	0.50			0.72	0.50				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	3. 99	3. 50									3. 99	3. 5			3. 99	3. 5	,)			
政	7 ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器く ず	7. 21	7. 00									7. 21	7			7. 21	7	7			
令	8 鉱さい																				
	9 がれき類	907. 01	900.00									907. 01	900.00			907. 01	900.00				
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処 理したもの																				
	その他混合廃棄物	25. 272	25									25. 272	25			25. 272	28)			
	石綿混合廃棄物	3. 11	0									3. 11	0			3. 11	() <mark>)</mark>			
水	銀使用製品産業廃棄物	0.05	0									0.05	0			0. 05	(<mark>)</mark>			
	合 計	1, 067. 82	1, 054. 00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1, 067. 82	1,054.00	0.00	0.00	1, 067. 82	1, 054. 00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。 ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。